



食安発第 0124001 号
平成 17 年 1 月 24 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質
の試験法について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が、それぞれ乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 126 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 16 年厚生労働省告示第 329 号）により改正され、その内容については平成 16 年 9 月 2 日付け食安発第 0902002 号当職通知をもって通知したところである。

これに関連して、乳等省令及び告示の改正によって削除された食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の試験法等について別添のとおり定めたので、関係者への周知方よろしく願います。

なお、乳等省令及び告示の改正日である平成 16 年 9 月 2 日から本通知の発出日までに実施された試験のうち、当該改正日前に乳等省令及び告示によって定められていた試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法により実施されていたものについては、本通知によって定める試験法中の相当する方法により実施されていたものとみなすこととする。

また、平成 16 年 2 月 25 日付け食安発第 0225002 号、平成 16 年 6 月 4 日付け食安発第 0604002 号、平成 16 年 7 月 6 日付け食安発第 0706002 号、平成 16 年 7 月 22 日付け食安発第 0722001 号及び平成 16 年 1 月 26 日付け食安発第 1126002 号当職通知は廃止する。